

## 「食の都庄内」づくり推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 庄内の多彩な食材や食文化などの地域の魅力を県内外に発信し、「食の都庄内」ブランドを確立するとともに、生産者から加工・流通・販売・消費者までが連携して庄内の農林水産物の利用拡大と地域産業の活性化を図ることを目的として「食の都庄内」づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「食の都庄内」ブランドの確立と食を起点とした地域産業の活性化に関すること
- (2) その他目的の達成のために必要な事項

## (組織)

第3条 推進会議は、別記に掲げる団体等をもって構成する。

- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、山形県庄内総合支庁長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表する。

## (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があるときには、会議に構成団体以外の団体又は個人を出席させることができる。

## (事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課長をもって充てる。
- 3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- この要綱は、平成22年11月19日から施行する。  
この要綱は、平成26年3月18日から施行する。  
この要綱は、平成28年2月29日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月27日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月25日から施行する。  
この要綱は、令和3年6月3日から施行する。  
この要綱は、令和4年5月27日から施行する。  
この要綱は、令和5年5月31日から施行する。  
この要綱は、令和6年5月31日から施行する。  
この要綱は、令和8年3月2日から施行する。  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

	所 属	職 名		所 属	職 名
1	「食の都庄内」親善大使		28	庄内観光コンベンション協会	事務局長
2	山形県調理師調桜会	会長	29	国立大学法人山形大学農学部	総務課長
3	日本料理研究会庄内支部 鶴岡庖栄会	会長	30	東北公益文科大学	事務局長
4	庄内DECクラブ	会長	31	株式会社山形銀行	コンサルティング部長
5	酒田地区食品衛生協会	会長	32	株式会社庄内銀行	地方創生部長
6	鶴岡地区食品衛生協会	会長	33	株式会社きらやか銀行	法人サポート部長
7	鶴岡市麺類食堂組合	組合長	34	鶴岡信用金庫	営業統括部営業推進課地 域創生グループリーダー
8	酒田市麺類食堂組合	組合長	35	公益社団法人山形県栄養士会 酒田地域事業部	担当理事
9	全国農業協同組合連合会 山形県本部	副本部長	36	公益社団法人山形県栄養士会 鶴岡地域事業部	担当理事
10	鶴岡市農業協同組合	営農販売部長	37	鶴岡地区 食生活改善推進連絡協議会	会長
11	庄内たがわ農業協同組合	営農販売部長	38	酒田地区 食生活改善推進連絡協議会	会長
12	余目町農業協同組合	営農販売部長	39	農林水産省東北農政局	山形県拠点総括農政 推進官
13	庄内みどり農業協同組合	営農販売部長	40	鶴岡市	農林水産部農政課長
14	酒田市袖浦農業協同組合	営農販売部長	41	鶴岡市	企画部食文化創造都 市推進課長
15	庄内地方林業振興協議会	会長	42	酒田市	農林水産部農政課長
16	山形県漁業協同組合	専務理事	43	三川町	産業振興課長
17	庄内浜文化伝道師協会	会長	44	庄内町	農林課長
18	庄内農産加工研究会	会長	45	遊佐町	産業課長
19	庄内直売組織連絡会議	会長	46	山形県みらい企画創造部 庄内空港事務所	所長
20	公設庄内青果物地方卸売市場	青果物市場管 理事務所長	47	山形県産業労働部 工業技術センター庄内試験場	場長
21	酒田商工会議所	理事兼事務局 長	48	山形県農林水産部 水産技術振興センター	所長
22	鶴岡商工会議所	専務理事	49	山形県庄内総合支庁	庄内総合支庁長
23	庄内町商工会	事務局長	50	山形県庄内総合支庁	産業経済部長
24	出羽商工会	事務局長			
25	遊佐町商工会	事務局長			
26	酒田ふれあい商工会	事務局長			
27	やまがた庄内たび宿おかみの会	世話人代表			